

令和3年度

第4回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第4回総会議事録

1 開催日時 令和3年7月16日（金）午後2時30分から午後4時00分

2 開催場所 ペガサート 6階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員（19人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長） 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 4番 大石 泰子

5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美 7番 佐藤 操

8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗 10番 鈴木 茂樹

11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶 15番 仁藤 雅巳

16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭 18番 松永 一雄

19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 欠席委員（1名）

3番 大石 雅章

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農地転用許可後の事業計画変更承認について（5条）

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 非農地証明申請について

議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第28号 令和3年度県農業施策に関する要望事項について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第15号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による
届出について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴

木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 会議の概要

議 長 　　ただ今から、令和3年度第4回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 大石 雅章委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

4番 大石 泰子委員、5番 大塚 師輝委員にお願いいたします。次に委員の皆様をお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第23号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　【議案第23号朗読】

申請は2ページ、3ページに記載のとおり7件でございます。

議 長 　　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　　1班です。整理番号24番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族間による贈与の所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

2 番 　　職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 　　2班です。整理番号25番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。なお、譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、直近の報告では、香花、サカキ等の栽培、販売により経営を行っており、今後、柑橘についても経営に加えたいとのことです。整理番号26番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。贈与による所有権移転です。申請事由ですが、現在、贈与者と受贈者は当該農地を持分2分の1ずつで共有しておりますが、今回、実際に耕作している

受贈者に所有権を移転するものです。整理番号27番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑及び田です。売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、農業を廃業するにあたり要望に応えるとのことでした。

17番 職員から説明がありました3件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号28番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権移転であり、申請に及んだものです。

18番 職員から説明がありました1件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号29番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、農業者年金が支給停止してしまうため親から子への使用貸借による権利の設定となります。整理番号30番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、農業者年金が支給停止してしまうため親から子への使用貸借による権利の設定となります。

19番 職員から説明のありました2件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

17番 整理番号29番、30番について、年金による経営移譲とあるが、年金が停止する理由を教えてください。

事務局 年金は老齢年金と経営移譲年金の2種類の年金で成り立っています。経営移譲年金を受給している場合は、後継者に自身の農地を貸したり、譲ったりすることで農業を引退するというのが前提になっています。そのため、経営移譲年金を受給している方は主な経営主として、農業を営むことができず、農地を新たに取得した場合は年金が支給停止すると聞いています。整理番号29番、30番はこのことに関連して、申請がされたものです。

議長 他に発言もないようですので、議案第23号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第23号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第24号朗読】

申請は5ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、県外に本社を置く電気事業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和2年11月に鉄塔工事敷地の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事内容の変更及び地権者との契約内容変更等で工事が遅れたため、工事期間の延長をしたく申請に及びました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地と判断されますが、不許可の例外の一時転用に該当します。工事終了後は、農地へ復元する旨の復元計画書が提出されています。計画変更の概要は以上です。

2番 職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第24号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第25号朗読】

申請は7、8ページに記載のとおり9件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号25番、26番は、同一案件のため、合わせて説明いたします。清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、整理番号25番につきましては、賃借権の設定、整理番号26番につきましては、売買による所有権移転です。申請人両者は、市内に本社を置く産業廃棄物処理業を営む法人です。申請事由ですが、現在、葵区に露天駐車場を借りておりますが、移転を

余儀なくされたため申請地の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号27番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、寄付による所有権移転です。申請者は、宗教法人です。申請事由ですが、既存墓地の拡張及び隣接農地の山裾崩落防止のため、申請地の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号28番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、駐車場スペースが足りず隣接地の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

2 番 以上、職員から説明がありました整理番号27番、28番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号25番、26番につきましては、既存の現地及び申請地の現地調査を行いましたので報告いたします。既存、葵区の現地ですが、雑種地であります。現在は荷捌き等も行われておりましたが、転用違反もなく問題はありませんでした。申請地については、現在、盛土がされている状態ですが、道路の高さにあわせ整地し、駐車場利用を可能にする予定です。舗装は行わず水の使用なく雨水は自然浸透です。隣接地の所有者には、全員立会いを行い了承して頂いております。部農会についても、地元のJAを通じて了承を得ております。北側農地については、コンクリート壁の上にトタンの塀を作り被害防除をいたします。トタン塀は、道路より180センチの高さで設置予定です。申請地は、露天駐車場のみの利用で荷捌き等は行わず、その旨の誓約書も頂いております。以上のことから、整理番号25番、26番についても、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号29番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。当案件は、平成30年第5回総会において、3年間の一時転用を許可したものです。事業内容は、防災施設等工事に伴う資材置場、山頂まで資材を搬送する基地及び仮設事務用地として使用するものです。申請事由ですが、本体工事の遅延により、当該転用地をさらに9か月使用することが必要となりました。防災施設等の

工事であり、施設関係者及び来訪者の安全に関わること、また大規模な資材搬送設備の移転が困難なことから、一時転用の許可をお願いするものです。整理番号30番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活しておりますが、手狭なことから自己用住宅を建てたく、また父の農業を手伝うために実家の近隣で建設用地を探していたところ、父から当該農地を受贈することとなり、申請に及んだものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。不許可の例外にじみ出しによる転用です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

1 7 番 職員から説明のありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断
事務局 しました。ご審議よろしく申し上げます。

3班です。整理番号31番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請者は申請地近くに居住し、駐車場を借用していましたが、貸主の都合により借用できなくなりました。そのため新たに駐車場を確保したく周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、転用面積も適当と思われます。整理番号32番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請者は鉄筋組立工事業を営む、葵区に本店を置く法人です。現在申請地隣地を鉄筋加工場及び露天資材置場として使用しておりますが、資材置場及び従業員駐車場が不足していることから、この周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

1 8 番 職員から説明のありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断
事務局 しました。ご審議よろしく申し上げます。

4班です。整理番号33番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、ぶどう園を経営しています。ぶどう狩り期間中の来客者向け駐車場を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用計画は、ぶどう狩りの期間中の2ヶ月間の一時転用です。転用後は、畑として利用する作付け確

約書が提出されています。

1 9 番 職員から説明のありました1件につきましては、4班としては許可相当と判断
しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、発言のある方は挙手
をお願いします。

1 0 番 整理番号25番、26番について、業種は産業廃棄物収集運搬業とあるが、転
用目的はトラックを駐車するための露天駐車場ということで良いか。

事 務 局 申請者に転用目的は露天駐車場ということで確認をし、誓約書にもその旨記載
をしていただいています。

1 0 番 駐車するトラックには、産業廃棄物を載せていない、空ということで良いか。

事 務 局 これまで葵区の既存地で行われていた荷捌きについては、今後廃棄物を収集す
る場所で荷捌きをするということなので、駐車するトラックは常時空になります。

1 0 番 被害防除について周囲に農地があるか現地確認をしていないが、地図から農地
が残っているように見受けられる。雨水自然浸透とあるが、産業廃棄物収集業と
いうことで、周囲の農地に雨水が流入するのではないかということが懸念される。
現地を確認して、このことについて何か懸念されることはあったか。

2 番 北側に確かに水田がありました。北側以外はすべて農地ではありませんでした。
ただ現地を確認した際に盛土されたところがありましたが、盛土は別の場所に持
っていくということ、壁についてもコンクリートでしっかりとすると確認してい
るので大丈夫かと思います。農作物への被害はおそらくないと思います。

1 2 番 葵区の既存地を確認した時に、産業廃棄物がおいてあった。この産業廃棄物を
申請地に持っていかれると困るが、処分の方法を教えて欲しい。

事 務 局 葵区の既存地にある産業廃棄物ですが、他の業者で処分をすると確認しました。

議 長 他に発言もないようですので、議案第25号について、原案のとおり決定して
よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第26号朗読】**

申請は10ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担

当職員から説明いたします。

事務局 3班です。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和60年より耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で森林原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年6月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地を確認していただきました。

18番 職員から説明がありました1件につきましては、3班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいまの議案第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第26号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第26号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第27号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第27号朗読】**

申出は12ページに記載のとおり5件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号12です。こちらの生産緑地は、平成29年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約80日農作業に従事していました。6月30日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号13から15までの説明をさせていただきます。こちらの生産緑地はすべて平成22年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。6月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号16です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。6月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。なお、整理番号11は、主たる従事者の死亡による案件ですが、申し出地以外の生産緑地も追加したいとのことで、6月30日に取下げされました。改めて8月総会に上程させていただく予定です。

議長 ただいまの議案第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第27号について、原案のとおり承認して

よいでしょうか。

(異議なし)

議 長

議案第27号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第28号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第28号朗読】

要望案は14ページから17ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員と農政対策委員長から説明いたします。

事務局

令和4年度県農業施策に関する要望事項につきましては、来月の8月2日が県農業会議への提出期限となっております。それに伴いまして、先月の6月17日に、地域別農業対策協議会において、都市・都市近郊・山間地の3地域に分かれて、それぞれの地域での具体的な意見と、要望事項を検討いただきました。その案を基に、6月30日に開催しました、第2回農政対策委員会では、さらにそれを精査いたしました。詳細につきましては、農政対策委員会の委員長より、ご説明いただきます。それでは、委員長、よろしく願いいたします。

7 番

令和4年度県農業施策に関する要望事項の案につきましては、1件の意見と3件の要望として集約しました。議案書の14ページをご覧ください。農地中間管理機構による制度、取組に係るPRの強化については、農地中間管理による農地貸借の機動性を高めるためには、土地持ち非農家が所有する農地の貸借も円滑に進めることが重要であり、この実現においては、従来の農業者に向けた情報発信だけでは限界がある。対象者を限定しない、広く多くの農地所有者に農地中間管理機構による制度、取組をPRする広報の在り方について、検討していただきたいという内容にまとめました。議案書の15ページをご覧ください。脱炭素、デジタル化の取組に係る静岡型営農モデルの提示及びその普及については、試験場、大学、企業と連携し、県内主要作物の静岡型営農モデルを確立し、農業者へ提示するとともに、その普及拡大のための施策、補助事業等の制度の確立を早急に進めることを要望するという内容にまとめました。議案書の16ページをご覧ください。基盤整備の推進、小規模基盤整備の推進については、将来を見据えた大規模農家の育成は重要であるが、地域農業の維持においては、家族経営農家の存続も必要である。このため、特に中山間地域において、作物を限定せず、道路に隣接する農地を活用する、50アールから1ヘクタール規模の園地改良を含めた小

規模基盤整備が可能な補助事業の創設を要望するという内容にまとめました。議案書の17ページをご覧ください。農作物の盗難防止対策への支援については、県下全域を対象に、農産物の盗難防止キャンペーン等を実施し、犯罪の抑制を促すとともに、カメラ等盗難防止施設の導入、整備に係る費用の補助を要望する。という内容にまとめました。また、検討事項の中で出ました新規就農等多様な担い手の育成、有害鳥獣対策の推進等につきましては、9月30日に提出予定の市への要望書に、どのように盛り込むかを今後、農政対策委員会において検討していきたいと考えております。

議長 　　ただいまの議案第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　他に発言もないようですので、議案第28号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第28号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告第14号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第14号朗読】

通知は19ページから22ページの20件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 　　整理番号17番から29番までについて、一括でご説明させていただきます。これらは、中間管理事業の満期分で、農業振興公社の指示により、次期契約の始期の変更のため、合意解約したものです。現在の契約の終了は8月31日となっていました。公社の指示により、これを2カ月短縮して6月30日とし、次の契約の開始を7月1日からとするために合意解約したものです。次期契約は、令和3年7月1日から令和8年6月30日の5年となります。これにつきましては、前回の6月総会の議案第15号で決定をいただいております。整理番号30番から32番までは、中間管理事業へ切り替えるため、合意解約しました。整理番号33番は、賃貸人自らが耕作するため、合意解約しました。整理番号34番は、賃貸人が売買するため、合意解約しました。整理番号35番は、借借人が高齢による経営規模縮小のため、合意解約しました。なお、賃貸人は別の者と契約すること、先ほどご審議いただいた議案書の2ページ、3条申請の整理番号2

5番関連の案件となります。整理番号36番は、耕作者が代わるため、合意解約しました。

議長 長 ただいまの報告第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第14号を終わります。
次に、報告第15号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第15号朗読】**

届出は24ページから31ページの87件がございました。その内訳は、4条の転用が27件、5条の転用が60件で、内訳としましては、所有権移転が51件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が6件、事業用定期借地権設定が1件、地役権設定が1件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 長 ただいまの報告第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第15号を終わります。
次に、報告第16号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第16号朗読】**

届出は33ページから34ページの25件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 長 ただいまの報告16号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第16号を終わります。
次に、報告第17号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第17号朗読】**

届出は36ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 長 ただいまの報告第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第17号を終わります。
議長 長 以上をもちまして、静岡市農業委員会第4回総会を閉会いたします。